

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部改正	（情報政策課）	一
○形質変更時要届出区域の指定	（環境対策課）	一
○災害等廃棄物処理の事務の受託の廃止	（震災廃棄物対策課）	三
○生活保護法による施術者の指定	（社会福祉課）	三
○特定計量器の定期検査の実施	（産業立地推進課）	三
○宮城県認証食品認証要綱の一部を改正する告示	（食産業振興課）	三
○宮城県農業大学の農産物の販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	（農業振興課）	四
○道路の区域決定	（道路課）	四
○道路の区域変更（六件）	（同）	四
○道路の供用開始	（同）	六
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（防災砂防課）	六
○土砂災害警戒区域の指定	（同）	七
○海岸保全区域の指定	（港湾課）	七
○都市計画事業の認可（三件）	（都市計画課）	八
○都市計画事業の事業計画変更の認可（五件）	（下水道課）	八
○平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部改正	（契約課）	一〇
○宮城県美術館における図録売払代金の徴収事務の委託	（教育庁生涯学習課）	一一

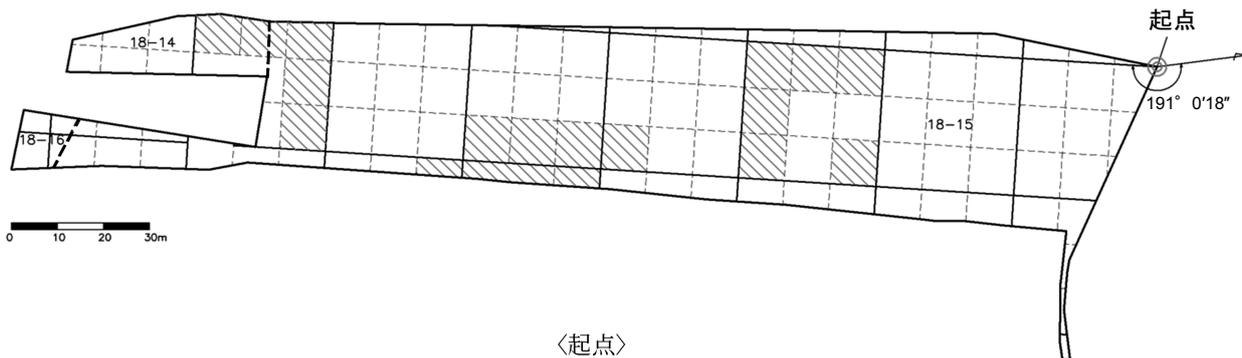
告 示

○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定	（情報システム課）	一一
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	（循環型社会推進課）	一一
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	（農村振興課）	一一
○開発行為に関する工事の完了（五件）	（建築宅地課）	一二
○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定		一三
○第四十七回衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用収支報告書の提出について		一三
○不在者投票を管理すべき施設の指定について		一三
○財政的援助団体等の監査結果の公表		一四
○定期監査の結果の公表		二〇
○宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則		二三
○宮城県告示第三百六十一号		
平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。		
平成二十七年三月三十一日		
一 一 中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第二十二条第三項」を「第四十七条第三項」に改める。		
○宮城県告示第三百六十二号		
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。		
平成二十七年三月三十一日		

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域
石巻市川口町三丁目十八番十四及び十八番十五の一部とし、次の図のとおりとする。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



〈起点〉
起点は、対象地の北端とする。

〈格子の回転角度〉 191° 0' 18"
格子の回転角度は、起点を通り東西及び南北の方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

凡 例

	形質変更時要届出区域
	敷地境界
	筆の境界線

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合して
いない特定有害物質の種類

三 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質
の種類

砒素及びその化合物

○宮城県告示第三百六十三号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第二項の規定により、石
巻市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理郡亶理町、亶理郡山元町、宮城県松島町、
宮城県七ヶ浜町、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三陸町からの災害等廃棄物処理の事務の受託を平成二十
七年三月三十一日をもって廃止する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第三百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関
する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含
む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
菊池 浩明	ここみ訪問マッサージ仙 台	仙台市泉区野村字下西河原三一六	平成二十七年 二月二十六日
高橋 隼人	手倉田とんとん接骨院	名取市手倉田字堰根七百一	平成二十七年 三月四日

○宮城県告示第三百六十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり
実施する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十七年 五月十一日	栗原市	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	栗駒総合支所
五月十二日	栗原市	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	栗駒総合支所
五月十三日	栗原市	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	一迫公民館
五月十四日	栗原市	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	鷺沢振興センター
五月十五日	栗原市	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	若柳多目的研修センター
五月十八日	栗原市	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	若柳公民館
五月十九日	栗原市	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	金成農村環境改善センター （JA栗っこ金成中央支店 裏）
五月二十日	栗原市	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	高清水保健福祉センター （ほっと館）
五月二十一日	栗原市	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	築館ふるさとセンター
五月二十二日	栗原市	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	築館ふるさとセンター
五月二十五日	栗原市	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	築館ふるさとセンター

○宮城県告示第三百六十六号

宮城県認証食品認証要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項第一号中「又は販売所」を削る。

第七条中「から三年間」を「以後最初に到来する四月一日から起算して三年間」に改める。
第八条第三項後段を削る。

様式第一号中「FAX」を「FAX」に、
「販売額（過去1年間）」を

販売額（過去1年間）

を

販売額（過去1年間）	
商品の特微等 （商品の特微使用原 材料等について公開 できる範囲内で記載）	

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成二十七年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の宮城県認証食品認証要綱の第七条及び第八条三項の規定は、平成二十七年四月一日以後に行われる認証及び更新の申請について適用し、同日前に行われた認証及び更新の申請については、なお従前の例による。

○宮城県告示第三百六十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県農業大学校の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成二十七年三月十三日次のとおり委託した。

平成二十七年三月三十一日

一 委託の相手方

名取市田高字原三百八十九番地

株式会社ヨークベニマル名取西店

二 委託期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 仙台名取線
- 三 道路の区域

決定の区間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
名取市上余田字千刈田無番地先から 同市飯野坂三丁目四五六番一地先まで	七・九〇二九・〇	三、八二七・〇

○宮城県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 角田山元線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前A	後A			
亘理郡山元町坂元字柳の町一〇九番一 地先から 同郡同町坂元字原ノ町無番地先まで	前A	後A	五・〇 一七・五	三、二五〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前B	後B	一三・〇 六一・〇	一、三四〇・〇	
亘理郡山元町坂元字柳の町一〇九番一 地先から 同郡同町坂元字道合無番地先まで	前B	後B	一三・〇 三三・〇	一、三四〇・〇	
	後B	後B	一三・〇 三三・〇	一、三四〇・〇	

○宮城県告示第三百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙

台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 塩釜亘理線
- 三 道路の区域

変更の区間 多賀城市町前三丁目五番一地从先から 同市町前一丁目五一番地先まで	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	一七・〇 四六・一	九二七・三
後	—	—	—

○宮城県告示第三百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 荒浜港今泉線
- 三 道路の区域

変更の区間 亘理郡亘理町荒浜字築港通り六番二地 先から 同郡同町逢隈鷺屋字狭間無番地先まで	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前A	六・〇 三〇・〇	四、四五九・九	
後A	六・〇 三一・〇	四、四五九・九		
後B	一六・〇 三五・〇	二、四二五・〇		

○宮城県告示第三百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間 本吉郡南三陸町戸倉字小細谷六六番五地先 から 同郡同町戸倉字小細谷六六番一地从先まで	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	二六・〇 三三・五	三〇・八
後	二二・〇 三〇・八	三〇・八	

○宮城県告示第三百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 泊崎半島線
- 三 道路の区域

変更の区間 本吉郡南三陸町歌津字館浜一五八番三 地先から 同郡同町歌津字館浜三三番一地从先まで	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考 上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前A	四・七 六・五	三八〇・九	
後A	四・七 六・五	三八〇・九		
後B	六・〇 七・八	三八四・六		

六・〇
二六・一
三六九・八

○宮城県告示第三百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中田栗駒線
- 三 道路の区域

変更の区間 栗原市栗駒里谷白山無番地先から 同市栗駒岩ヶ崎神南九三番地先まで	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前A	後A	六・八 三二・四	四七四・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後B	前B	一一・三 四五・〇	四五八・二	

○宮城県告示第三百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	中田栗駒線	栗原市栗駒岩ヶ崎神南八二番地先から 同市栗駒岩ヶ崎神南九三番地先まで	平成二十七年 三月三十一日

○宮城県告示第三百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
堤町三丁目	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区堤町三丁目	次の図のとおり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県仙台土木事 務所
堤町一丁目	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区堤町一丁目		
水の森の3	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区水の森一丁目		
川平の1	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区川平一丁目		
芋沢新田	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区芋沢新田		
折立の3	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区折立四丁目		
要害	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区要害		
みやぎ台一丁目	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区みやぎ台一丁目		
台山東沢	土石流	宮城県松島町台山東		
早坂南沢	土石流	宮城県松島町手樽字早坂		
台山の4	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町北小泉字台山、字歌ノ入		
大日向の1	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町手樽字大日向、字早坂		
石ヶ浦	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町手樽字石ヶ浦、字七十里、字古浦		
明神	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町幡谷字明神		
宮田前の3	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町北小泉字宮田前		

宮田前	急傾斜地の崩壊	宮城郡松島町北小泉字宮田前
石ヶ浦の2	急傾斜地の崩壊	宮城郡松島町手樽字七十里
大日向の4	急傾斜地の崩壊	宮城郡松島町手樽字大日向
大日向の3	急傾斜地の崩壊	宮城郡松島町手樽字大日向
茨崎の2	急傾斜地の崩壊	宮城郡松島町手樽字茨崎
茨崎の1	急傾斜地の崩壊	宮城郡松島町手樽字茨崎、字脇沢
荒田の1	急傾斜地の崩壊	宮城郡松島町手樽字荒田、字早坂
鶉の島	急傾斜地の崩壊	宮城郡松島町手樽字茨崎
早川東の2	急傾斜地の崩壊	宮城郡松島町手樽字早川東、字柿ノ浦
早川東の1	急傾斜地の崩壊	宮城郡松島町手樽字早川東、字柿ノ浦
宮田前の4	急傾斜地の崩壊	宮城郡松島町北小泉字宮田前

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第三百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
堤町2	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区堤町三丁目	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

て縦覧に供する。

○宮城県告示第三百七十八号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する海岸の名称

宮城県仙台湾沿岸仙台塩釜港塩釜港区海岸吉田浜地区海岸

二 指定する区域

1 区域の表示

基点一から基点三まで順次結んだ線、基点三と補助点一を結んだ線、補助点一から補助点六まで順次結んだ線、補助点六と基点四を結んだ線、基点四から基点十三まで順次結んだ線及び基点十三と基点一を結んだ線により囲まれた区域

2 基準点、基点及び補助点の表示

基準点 宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台四三一―一―地内（北緯三八度一八分五〇秒、東経一四一度四分三三秒）

- 基点一 基準点から一八度三五分三七秒五四・〇〇メートルの地点
- 基点二 基点一から一〇度二八分二二秒五・〇〇メートルの地点
- 基点三 基点二から六一度四三分一〇秒三一・六〇メートルの地点
- 基点四 補助点六から二七度二九分四九秒二四・〇〇メートルの地点
- 基点五 基点四から一八五度二九分四九秒一七・〇〇メートルの地点
- 基点六 基点五から九五度二九分四九秒六・〇〇メートルの地点
- 基点七 基点六から一八五度二五分二三秒三〇・五〇メートルの地点
- 基点八 基点七から一三一度二七分二六秒七四・五〇メートルの地点
- 基点九 基点八から一二四度〇七分〇三秒三三・〇〇メートルの地点
- 基点十 基点九から一七度四四分五九秒二五・〇〇メートルの地点
- 基点十一 基点十から一八六度五三分〇〇秒四・〇〇メートルの地点
- 基点十二 基点十一から一一三度三四分一九秒二三・〇〇メートルの地点
- 基点十三 基点十二から三五度五九分〇〇秒七・〇〇メートルの地点
- 補助点一 基点三から二八〇度二五分一一秒六七・〇〇メートルの地点
- 補助点二 補助点一から二八五度四五分三八秒四〇・〇〇メートルの地点

補助点三 補助点二から二九七度一〇分二九秒二〇・〇〇メートルの地点
 補助点四 補助点三から三〇五度三九分四〇秒四四・〇〇メートルの地点
 補助点五 補助点四から三一一度五二分二七秒五四・〇〇メートルの地点
 補助点六 補助点五から〇五度二九分四九秒三八・〇〇メートルの地点
 ○宮城県告示第三百七十九号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
 平成二十七年三月三十一日

一 施行者の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 岩沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画緑地事業

2 名称

五号 千年希望の丘長谷釜緑地

三 事業施行期間

平成二十七年三月三十一日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

宮城県岩沼市早股字前川、寺島字北新田地内

2 使用の部分

宮城県岩沼市早股字前川、寺島字北新田地内

○宮城県告示第三百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十七年三月三十一日

一 施行者の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 岩沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画緑地事業

2 名称

六号 千年希望の丘蒲崎緑地

三 事業施行期間

平成二十七年三月三十一日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

宮城県岩沼市寺島字北新田、同字川向地内

2 使用の部分

宮城県岩沼市寺島字北新田地内

○宮城県告示第三百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十七年三月三十一日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

岩沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画緑地事業

2 名称

七号 千年希望の丘新浜緑地

三 事業施行期間

平成二十七年三月三十一日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

宮城県岩沼市寺島字川向地内

2 使用の部分

宮城県岩沼市寺島字川向地内

○宮城県告示第三百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

仙台市公共下水道（南蒲生処理区・宮城処理区・上谷刈処理区）

三 事業施行期間

昭和三十三年二月四日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和三十三年建設省告示第百五十五号、昭和四十一年建設省告示第千九百九十三号、昭和四十二年建設省告示第九百六十一号、昭和四十二年建設省告示第千三百八十七号、昭和四十四年建設省告示第千六百五十七号、昭和四十七年宮城県告示第千四百四十三号、昭和五十四年宮城県告示第千九百九十二号、昭和五十六年宮城県告示第千三百三十九号、昭和五十九年宮城県告示第七百三十七号、昭和六十年宮城県告示第百六十四号、昭和六十一年宮城県告示第千三百五十六号、昭和六十二年宮城県告示第千三百六十五号、昭和六十三年宮城県告示第千三百三十四号、平成元年宮城県告示第三百六号、平成元年宮城県告示第百三十一号、平成五年宮城県告示第千四百四十五号、平成五年宮城県告示第百七十号、平成五年宮城県告示第百七十一号、平成五年宮城県告示第百七十七号、平成七年宮城県告示第九十二号、平成七年宮城県告示第七百三十六号、平成八年宮城県告示第百八十一号、平成九年宮城県告示第百五十六号、平成十年宮城県告示第九百六号、平成十一年宮城県告示第百二十七号、平成十三年宮城県告示第百五十七号、平成十五年宮城県告示第百五十三号、平成二十一年宮城県告示第百五十五号及び平成二十二年宮城県告示第百五十七号の事業地に、仙台市若林区荒井字平堀の一部及び荒井字平堀東の一部を加えるとともに、若林区荒井字広瀬東の一部、荒井字平堀の一部、荒井字平堀東の一部及び宮城野区蒲生字八郎兵衛谷地第二の一部を削る。

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

仙台市公共下水道（秋保温泉処理区・定義処理区）

三 事業施行期間

「昭和三十三年二月四日から平成二十七年三月三十一日まで」を「昭和三十三年二月四日から平成二十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画及び河北都市計画下水道事業

2 名称

石巻市東部流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成九年三月二十八日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成九年宮城県告示第四百四十五号、平成十一年宮城県告示第三百九十号、平成十四年宮城県告示第五百八十九号、平成二十六年宮城県告示第三百五五号の事業地に、石巻市大瓜字井内、大瓜字井内地先、不動町二丁目、沢田字折立、沢田字折立地先、沢田字日影山、沢田字日影山地先、塩富町二丁目、渡波字四勺、渡波字沖六勺、渡波字境釜、流留字七勺及び流留字中の各一部を加えるとともに、塩富町二丁目、渡波字四勺及び渡波字沖六勺の各一部を削り、湊字須賀松及び川口町三丁目地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画下水道事業

2 名称

石巻市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成四年三月十三日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成四年宮城県告示第三百号、平成四年宮城県告示第三百二号、平成六年宮城県告示第千五百

十八号、平成十年宮城県告示第四百二号、平成十年宮城県告示第四百五号、平成十五年宮城県告示第二百七十五号、平成二十一年宮城県告示第二百九十三号及び平成二十六年宮城県告示第三百四号の事業地に、石巻市門脇町三丁目、築山三丁目及び門脇字元浦屋敷の各一部を加えるとともに、門脇町一丁目及び南浜町一丁目の各一部を削る。

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

東松島市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画下水道事業

2 名称

東松島市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成四年三月十三日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百八十七号

平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号の第五十条の二第一項第一号中「第49条第一節」を「第49条」に、「附添書置留命令（注

下「排除措置命令」という。)を受け、同条第6項に定める期間内に、当該排除措置命令についての審判を請求しなかった」や「又は独禁法第62条第1項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を受け、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第14条に規定する出訴期間内に、当該排除措置命令等について同法第3条第1項に規定する抗告訴訟(以下「抗告訴訟」という。)を提起しなかった」と改め、同項第二号を削ぎ、同項第三号中「排除措置命令」や「排除措置命令等」の「独禁法第19条第6項の規定により請求した審判に係る審決について独禁法第77条第1項の規定により提起した取消しの訴えに係る判決(当該審決の全部を取り消すものを除く。)」や「行政事件訴訟法第8条第1項の規定により提起した抗告訴訟に係る判決(当該排除措置命令等全部を取り消すものを除く。)」に改め、同号を同項第三号と「前3号」や「前2号」に改め、「独禁法第50条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。))を受け、同条第5項の規定により確定(独禁法第52条第5項の規定により確定したときを含む。)したとき、又は」を削ぎ、「同条第7項」や「同条第10項」に改め、同号を同項第三号と「」同項第五号を同項第四号とする。

様式第一号の第五十二条第二項中「延滞金」を「遅延利息」に改め。

様式第二号中「3 図面及び仕様書 別紙のとおり」を

「3 図面及び仕様書 別紙のとおり

4 解体工事に要する費用等 別紙のとおり」に改め。

○宮城県告示第百八十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、図録売払代金徴収事務を平成二十七年三月十四日次のとおり委託した。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都渋谷区笹塚一丁目六十二番三号アルス笹塚一階

株式会社オークコーポレーション

二 委託期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 総合情報ネットワーク及びインターネットシステム運用保守業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十七年三月十九日
- 四 落札者の名称及び所在地 NECフィールディング企業連合(代表構成員 NECフィールディング株式会社仙台支店 仙台市若林区新寺一丁目三番四十五号)
- 五 落札金額 一億四千四百八十一万一千八百円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十七年二月三日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十七年宮城県保管ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業務 コンデンサ三十台 安定器等八千二百四十二、七キログラム 汚染物三百二十三、五キログラム 汚染金属容器三十六個
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部循環型社会推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 平成二十七年三月二日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 中間貯蔵・環境安全株式会社 東京都港区芝一丁目七番十七号
- 五 契約金額 二億六千四百七十八万千十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号該当

○県営気仙沼地区土地改良事業(農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興基盤総合整備事業)計画の変更)に当たり、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

一 縦覧に供する書類の名称
県宮気仙沼地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業））
変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十七年三月三十一日から平成二十七年四月二十八日まで

三 縦覧場所

気仙沼市役所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十七年四月二十八日

2 提出方法 宮城県気仙沼地方振興事務所長あて提出してください。

送付先 〒九八八-〇三四一 宮城県気仙沼市本吉町津谷桜子二十の二

電子メールアドレス k s m s r s n n @ p r e f . m i y a g i . j p

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りませぬ。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、気仙沼市役所で縦覧に供されませぬ。

また、提出された意見に対しては、個別に回答しませぬので、あらかじめ御了承願ひませぬ。

5 その他 電話による意見はお受けできませぬ。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
名取市小山一丁目六百七十五番、六百七十一番
四の一部、六百七十八番九の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市手倉田字諏訪六百六十九番地の一
渋谷商事株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

名取市手倉田字八幡四百七十四番一、四百七十四番二、四百七十四番三、四百九十四番、四百九十四番一、四百九十六番六の一部、四百九十六番八の一部、五百二番の一部、五百三番の一部、四百九十四番地先の水の一部、四百九十四番一地先の水の一部、四百九十四番一地先の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東京都千代田区大手町一丁目三番二号
住友林業株式会社

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
気仙沼市二ノ浜百九十一番一の一部、百九十二番の一部、百九十三番の一部、百九十八番の一部、二百十番の一部、二百二十番の一部、二百二十二番の一部、二百二十三番の一部、二百二十四番一、二百二十四番二の一部、二百二十五番の一部、二百二十六番一、二百二十六番二、二百二十六番三、二百二十七番一の一部、二百二十七番三、二百二十八番の一部、二百二十九番一、二百三十二番地先の道の一部、三ノ浜十三番番一の一部、三十一番の一部、三十四番の一部、十三番一地先の道の一部、三十一番地先の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

気仙沼市

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年三月三十一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 気仙沼市長磯下原三十二番の一部、三十四番の一部、三十五番、三十六番の一部、四十一番の一部、四十二番の一部、四十二番二の一部、五十五番一の一部、七十七番二、七十九番の一部、八十番の一部、八十一番の一部、八十五番の一部、百五番の一部、百二十一番の一部、百二十二番一の一部、百三十番、百三十一番の一部、三十六番地先の道の一部、二十八番地先の水の一部、三十五番地先の水の一部、七十七番二地先の水の一部、長磯浜二十六番一の一部、二十六番一地先の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

気仙沼市

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年三月三十一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 気仙沼市小々汐九十一番十四の一部、九十一番十五、九十一番十六、九十一番十七、九十一番十八、九十一番十九、九十一番二十、九十一番二十一、九十一番二十二の一部、九十一番二十三の一部、九十一番二十四の一部、九十一番二十五の一部、九十六番一の一部、九十七番一、九十七番二の一部、九十八番の一部、九十九番一の一部、百番一、百番四の一部、百二番一の一部、百二番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

気仙沼市

企 業 局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 橋 本 潔

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 水道用ポリ塩化アルミニウム（単価契約）
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企業局公営事業課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十七年三月十九日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社ササエイ薬局 栗原市若柳字川北新町十六番地
- 五 落札金額 二万四千四百円（一トン当たり）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十七年一月三十日

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定により、平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があつたので、同法第九十二条の規定によりその要旨を別冊のとおり公表する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

○宮選管告示第三十五号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選挙管告示第十号）の一部を次のように改正する。
 別表第二社会福祉法人あけの星会特別養護老人ホーム聖母の家の項の次に次のように加える。
 特別養護老人ホーム寛ぎの郷 同 市岡字駅前北一番一
 特別養護老人ホーム和らぎの郷 同 市岡字駅前北一番一
 別表第二特別養護老人ホーム仙南ジェロントピアの項の次に次のように加える。
 地域密着型特別養護老人ホーム阿武隈ジェロントピア 同 郡同 町館矢間館山字中道一三三
 附 則
 この告示は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

監査委員

○宮城県監査委員告示第22号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等の監査の結果は次のとおりです。
 平成27年3月31日

宮城県監査委員	安	部	孝
宮城県監査委員	ゆ	さ	み
宮城県監査委員	遊	佐	ゆ
宮城県監査委員	工	藤	き
			子

1 監査実施団体及び監査実施年月日並びに事業概要等
 下記のとおり。
 2 監査結果
 平成25年度の出納その他の事務の執行について実施しました。
 その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については各団体に注意をしました。

団 体 名	実施年月日	監 査 の 結 果 等
公立大学法人 宮城大学	26. 12. 19	1 団体の事業概要 地方独立行政法人法に基づき、大学を設置運営してい

宮城県土地開発公社	26. 11. 20	<p>る。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔出資金〕 15,515,895,651円（資本金 15,515,895,651円）</p> <p>〔補助金〕 地域医療復興事業補助金 235,000円 看護師養成・確保支援事業補助金 1,000,000円 公立大学法人宮城大学施設費及営復旧事業費補助金 472,500円</p> <p>〔交付金〕 公立大学法人宮城大学運営費交付金 2,478,279,700円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
仙台臨海鉄道株式会社	27. 1. 15	<p>1 団体の事業概要 仙台港及びその背後の工業地帯と全国鉄道網を結ぶ貨物鉄道事業を主な事業として行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔出資金〕 50,000,000円（基本財産 50,000,000円）</p> <p>〔負担金〕 地方公共団体関係団体共済組合負担金 1,475,653円</p> <p>〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成25年度末残高 三本木用地（旧宮城県保健医療福祉中核施設用地） 2,758,605,874円</p> <p>〔債務保証〕 債務保証契約に係る平成25年度末借入金残高 第二仙台北部中核工業団地 2,230,000,000円 第二仙台北部中核工業団地（奥田地区） 500,000,000円 大和リサーチパーク西地区 1,423,817,838円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>

<p>社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会</p>	<p>27. 1. 14</p>	<p>1 団体の事業概要 社会福祉事業の企画・調査・普及等、社会福祉法に基づき第一種及び第二種事業、社会福祉事業従事職員の養成・研修、その他地域福祉の推進を目的とした各種事業を行うほか、宮城県船形コロニー等の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 10,000,000円（基本金 11,000,000円） 〔補助金〕 宮城県社会福祉協議会補助金 172,431,389円 宮城県住まい対策拡充等支援基金事業補助金 248,332,000円 明るい長寿社会づくり推進事業補助金 46,313,067円 みやぎシニアカレッジ運営事業補助金 25,214,057円 〔負担金〕 宮城県社会福祉大会負担金 61,657円 児童の自立を祝う会負担金 180,000円 〔公の施設の管理〕 宮城県船形コロニー 1,208,275,200円 宮城県啓佑学園 294,875,228円 宮城県第二啓佑学園 206,496,640円 宮城県七ツ森希望の家 109,356,863円 宮城県援護寮 68,314,090円 宮城県介護研修センター 33,304,000円 3 監査の結果 生活福祉資金貸付金償還金における多額の収入未済のうち特に長期滞納者の債権管理において、個別把握に基づき適切な管理が行われていないので、債権の管理体制について改善する必要がある。</p>	<p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 240,000,000円（資本金 720,000,000円） 3 監査の結果 期末において、欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。</p>
<p>地方独立行政法人 宮城県立病院機構</p>	<p>26. 12. 17</p>	<p>1 団体の事業概要 県立3病院を運営し、高度・専門医療を提供するとともに、医療に関する調査及び研究を行い、県内における</p>	<p>医療水準の向上を図っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 174,353,108円（資本金 174,353,108円） 〔補助金〕 地域医療復興事業補助金 400,000円 がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金 18,000,000円 新人看護職員研修事業補助金 595,000円 地域医療再生事業補助金 50,000,000円 看護師養成・確保支援事業補助金 630,000円 〔負担金〕 運営費負担金 4,185,938,165円 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成25年度末残高 54,700,000円 災害復旧事業 1,544,500,000円 医療機械器具整備事業 1,076,100,000円 施設整備事業 7,363,755,405円 独立行政法人移行前貸付金 3 監査の結果 （1）賃貸借契約において、受託業者への過払い等が認められたので、改善する必要がある。 （2）機器備品の購入において、支払先の誤りが認められたので、対策を講じる必要がある。</p>
<p>公益財団法人 みやぎ産業振興機構</p>	<p>27. 1. 14</p>	<p>1 団体の事業概要 中小企業等の経営革新及び創業の促進並びに経営基盤強化等を図るため、支援事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕</p>	<p>公益財団法人 宮城県腎臓協会 27. 1. 16 1 団体の事業概要 人工透析及び腎移植に関する知識の普及啓蒙事業及び移植に関する研究・条件整備に対する助成事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 200,000,000円（基本財産 513,076,254円） 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>

<p>株式会社 テクノプラザみやぎ</p>	<p>26. 11. 4</p>	<p>1 団体の事業概要 産業振興を図るため、「21世紀プラザ研究センター」の運営をしており、地域企業の研究開発・技術開発を支援するため、研究室の貸与事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容</p> <p>1,776,776,000円 (基本財産 369,513,811円) 〔補助金〕 宮城県中小企業経営資源強化対策事業費補助金 201,683,012円 設備資金貸付事業補助金 14,487,000円 宮城県産業復興相談センター運営費補助事業補助金 1,899,214円 宮城県中小企業者販路開拓・取引拡大支援事業運営費補助金 5,152,796円 宮城県復興企業相談助言事業運営費補助金7,781,554円 宮城県被災地再生創業支援事業運営費補助金 29,623,412円</p> <p>〔貸付金〕 短期貸付金 中小企業経営基盤強化支援資金 459,760,000円 長期貸付金に係る平成25年度末残高 設備資金貸付事業 333,352,750円 設備貸与事業 381,438,431円 機械類貸与事業 293,958,000円 企業振興投資事業 175,500,000円 宮城・仙台富県チャレンジ応援基金事業 4,290,000,000円 新事業支援事業 349,999,581円 被災中小企業施設・設備整備支援事業 86,950,000,000円</p> <p>〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成25年度未借入金残高 企業振興投資事業 36,000,000円 設備貸与事業 77,878,000円 機械類貸与事業 60,920,275円 設備資金貸付事業 77,000,000円 再生特別保証事業 118,767,200円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>公益財団法人 宮城県国際化協会</p>	<p>27. 1. 20</p>	<p>1 団体の事業概要 多文化共生と県民主体の国際交流及び国際協力活動を促進するとともに、市町村及び各種国際交流団体の連絡調整や援助等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 750,000,000円 (基本財産 1,043,910,000円) 〔補助金〕 国際交流事業補助金 32,500,000円 海外移住者援護事業補助金 (海外宮城県人会助成金) 1,900,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>一般財団法人 みやぎ産業交流センター</p>	<p>27. 1. 16</p>	<p>1 団体の事業概要 産業振興推進のため、国際見本市、展示会、会議、イベント、大会等の開催及び産業情報の提供等の諸活動を行うほか、みやぎ産業交流センターの管理運営を利用料金制により行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 900,000,000円 (基本財産 1,779,000,000円) 〔公の施設の管理〕 みやぎ産業交流センター 0円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>公益財団法人 翠生農学振興会</p>	<p>26. 11. 20</p>	<p>1 団体の事業概要 農水産業及び食産業の育成発展を図るため、農学に関する講演会・研修会の開催及び農水産学研究者の外国派遣等に対する助成事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕</p>

<p>一般社団法人 宮城県畜産協会</p>	<p>26. 11. 11</p>	<p>3 監査の結果 県の出資目的であり、また、法人の定款目的でもある「地域社会に貢献する施策の実現」が行われているとは認められないので、下記「3 監査意見」のとおり、組織の在り方について抜本的な見直しを行う必要がある。</p>	<p>35,000,000円 (基本財産 131,105,849円)</p>	<p>1 団体の事業概要 畜産業を営む者の経営及び畜産業を営む者が組織する団体の運営指導、家畜管理等の技術的支援、畜産物の価格安定対策・品質改善など畜産振興のための事業を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 147,500,000円 (長期預り金 256,550,000円) 〔補助金〕 肉用牛価格安定対策事業助成金 24,277,850円 畜産物衛生環境整備円滑化事業補助金 2,241,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>1 団体の事業概要 仙台塩釜港におけるフェリー埠頭の建設、改良、維持、修繕及び管理運営事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 20,000,000円 (基本財産 1,145,963,774円) 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成25年度末残高 30,304,000円 特定用途港湾施設整備事業 249,507,000円 特定用途港湾施設災害復旧事業 81,540,000円 〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成25年度未借入金残高 81,540,000円 特定用途港湾施設整備事業 81,540,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>公益財団法人 宮城県フェリー埠頭 公社</p>	<p>27. 1. 15</p>	<p>1 団体の事業概要 仙台塩釜港におけるフェリー埠頭の建設、改良、維持、修繕及び管理運営事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 20,000,000円 (基本財産 1,145,963,774円) 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成25年度末残高 30,304,000円 特定用途港湾施設整備事業 249,507,000円 特定用途港湾施設災害復旧事業 81,540,000円 〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成25年度未借入金残高 81,540,000円 特定用途港湾施設整備事業 81,540,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>1 団体の事業概要 塩釜港開港株式会社</p>	<p>26. 11. 25</p>	<p>1 団体の事業概要 塩釜市から旅客ターミナル「マリオンゲート塩釜」の管</p>
<p>理運営を受託している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 334,000,000円 (資本金 1,180,000,000円)</p> <p>3 監査の結果 (1) 期末において、欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。 (2) 長期未収金が認められたので、引き続き改善に努める必要がある。</p>	<p>26. 11. 18</p>	<p>1 団体の事業概要 鉄道事業法に基づく第一種鉄道事業者として、仙台空港アクセス線の運行・管理を主な事業として行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 3,769,000,000円 (資本金 7,129,000,000円) 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成25年度末残高 7,859,000,000円</p> <p>3 仙台空港アクセス鉄道整備資金 7,859,000,000円</p> <p>監査の結果 期末において、欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。</p>	<p>仙台空港鉄道 株式会社</p>	<p>26. 12. 19</p>	<p>1 団体の事業概要 生涯スポーツの振興と競技スポーツの向上を図るため、各種振興事業、啓蒙普及事業を行うほか、宮城県総合運動公園等の指定管理業務を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 250,000,000円 (基本財産 500,000,000円) 〔補助金〕 宮城県生涯スポーツ振興財団事業費等補助金 1,585,393円 宮城県自転車競技場運営管理費補助事業 8,626,377円 〔公の施設の管理〕 宮城県総合運動公園 550,000,000円 宮城野原公園総合運動場 16,310,000円 宮城県第二総合運動場 59,500,000円 3 施設とも管理運営共同企業体の一員) 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ</p>
<p>公益財団法人 宮城県スポーツ振興 財団</p>	<p>26. 12. 19</p>	<p>1 団体の事業概要 生涯スポーツの振興と競技スポーツの向上を図るため、各種振興事業、啓蒙普及事業を行うほか、宮城県総合運動公園等の指定管理業務を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 250,000,000円 (基本財産 500,000,000円) 〔補助金〕 宮城県生涯スポーツ振興財団事業費等補助金 1,585,393円 宮城県自転車競技場運営管理費補助事業 8,626,377円 〔公の施設の管理〕 宮城県総合運動公園 550,000,000円 宮城野原公園総合運動場 16,310,000円 宮城県第二総合運動場 59,500,000円 3 施設とも管理運営共同企業体の一員) 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ</p>	<p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ</p>		

<p>公益財団法人 宮城県暴力団追放推 進センター</p>	<p>26. 11. 4</p>	<p>1 団体の事業概要 暴力団追放意識の高揚と浸透を図るため、広報啓発事 業及び相談事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 300,000,000円（基本財産 656,587,400円） 〔補助金〕 宮城県暴力団追放推進啓発事業補助金 3,281,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ き指摘事項はなかった。</p>	<p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ き指摘事項はなかった。</p>
<p>学校法人 古川学園</p>	<p>27. 1. 15</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、高等学校、中学 校を設置運営している。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 383,218,000円 私立高等学校授業料軽減事業補助金 6,916,000円 私立学校授業料等軽減特別事業補助金 18,064,000円 過疎地域私立高等学校振興補助金 59,343円 私立学校施設設備災害復旧支援事業補助金 113,115,000円 結核健診等補助金 99,400円 〔交付金〕 私立高等学校等就学支援金事務費交付金 288,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ き指摘事項はなかった。</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園を設置運 営している。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 70,482,000円 私立学校授業料等軽減特別事業補助金 16,106,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 2,360,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ き指摘事項はなかった。</p>
<p>学校法人 おとしり学園</p>	<p>27. 1. 20</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園を設置運 営している。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 86,928,000円 私立学校授業料等軽減特別事業補助金 4,561,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 5,320,000円 私立学校特別支援教育教育費補助金 11,760,000円</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園を設置運 営している。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 70,482,000円 私立学校授業料等軽減特別事業補助金 16,106,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 2,360,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ き指摘事項はなかった。</p>
<p>学校法人 ひばり幼稚園</p>	<p>27. 1. 21</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園を設置運 営している。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 56,625,000円 私立学校授業料等軽減特別事業補助金 11,345,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 1,680,000円 私立学校特別支援教育教育費補助金 2,352,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ き指摘事項はなかった。</p>	
<p>学校法人 山元中央学園</p>	<p>27. 1. 14</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園を設置運 営している。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 61,183,000円 私立学校授業料等軽減特別事業補助金 17,787,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 5,680,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ き指摘事項はなかった。</p>	
<p>学校法人 若草学園</p>	<p>27. 1. 20</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園を設置運 営している。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 70,482,000円 私立学校授業料等軽減特別事業補助金 16,106,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 2,360,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ き指摘事項はなかった。</p>	

<p>宮城県土地改良事業 団体連合会</p>	<p>26. 12. 18</p>	<p>1 団体の事業概要 土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保するため、土地改良事業に関する調査設計、研究及び技術指導等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 宮城県水士保全強化対策事業補助金 1,220,000円 宮城県水士総合強化推進事業補助金 2,312,000円 土地改良施設維持管理適正化事業補助金 93,957,000円 土地改良負担金償還平準化事業補助金 2,158,841円 担い手育成支援事業補助金 5,765,000円 〔損失補償〕 国宮土地改良事業負担金償還対策事業 262,114,272円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>特定非営利活動法人 宮城県森林イノブト ラクター協会</p>	<p>27. 1. 22</p>	<p>1 団体の事業概要 一般県民等に対して森林・林業の普及啓発及び調査研究に関する事業等を行っており、宮城県県民の森、宮城県蔵王野鳥の森自然観察センター、宮城県こもれびの森の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県県民の森 31,300,000円 宮城県蔵王野鳥の森自然観察センター 23,200,000円 宮城県こもれびの森 7,050,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>3 監査意見 地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査意見を付す。 (1) 所管課 農林水産部農業振興課 (2) 対象団体 公益財団法人 翠生農学振興会 (3) 意見 団体における設立目的は、農学の教育研究に対し必要な援助を行うことにより、宮城県における農林水産業及び食産業の育成発展に貢献し、もって地域社会の繁栄に寄与することを目的としている。 よって、団体の意義は、東北大学の教育資源を活用し、本県農林水産業振興と本県の発展に寄与し、結果として県民福祉の向上を実現させることであり、そのため県は3,500万円の出資を行っている。 しかしながら、定款では、4項目の事業を行うとされているが、平成25年度事業実績を見ると、事務局職員を含めた19名による農場視察の研修事業と6名に対して助成を行った外国派遣事業だけであり、少なくともここ数年は同様の内容となっている。 《事業実績》</p>
<p>社会福祉法人 宮城県福祉事業協会</p>	<p>27. 1. 20</p>	<p>1 団体の事業概要 社会福祉法に基づき、第一種社会福祉事業（母子生活支援施設等）及び第二種社会福祉事業（保育所等）を行っており、宮城県さくらハイイツ、宮城県コスモスハウスの指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県さくらハイイツ 58,504,069円 宮城県コスモスハウス 52,963,334円</p>	<p>年度 農学に関する講演会・研修会等の開催 事業 農学研究会等の国内外への派遣及び外国人研究者等の受入事業</p>

	講演会事業	研修会事業	派遣事業	受入事業
H25	0回	1回 (19名)	6名	0名
H24	3回 (215名)	0回	5名	0名
H23	2回 (88名)	0回	3名	0名
H22	4回 (321名)	0回	1名	0名

また、法人運営や事業実施に対する役員の積極的関与が認められず、実施事業の評価や将来の事業計画及び運営方針も確認されなかった。さらに事業実施にあたっては、事務局職員が一人で運営しており、体制的な不備から積極的な事業展開ができず、県との連携も認められなかった。以上のことから、宮城県の出資目的に沿った事業運営が行われているとは認められず、よって、今後は組織の在り方について、抜本的な見直しを行う必要がある。

○宮城県監査委員告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成27年1月から3月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成27年 3月31日

宮城県監査委員	安	部	孝
宮城県監査委員	ゆ	さ	み
宮城県監査委員	遊	佐	勘
宮城県監査委員	工	藤	鏡
			子

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関 監査実施日

○総務部

地方機関

公文書館

1月7日

仙台南県税事務所（選挙管理委員会仙台南地方支局を含む。）

1月29日

仙台中央県税事務所（選挙管理委員会仙台中央地方支局を含む。）

1月9日

消防学校

1月7日

○環境生活部

地方機関

保健環境センター 1月7日

○保健福祉部

地方機関

気仙沼保健福祉事務所 1月28日

子ども総合センター 2月2日

中央児童相談所 2月6日

女性相談センター 1月28日

さわらび学園 2月5日

リハビリテーション支援センター 2月25日

拓桃医療療育センター 1月28日

○経済商工観光部

地方機関

大河原地方振興事務所 1月20日

仙台地方振興事務所 2月4日

北部地方振興事務所 1月23日

東部地方振興事務所 1月13日

気仙沼地方振興事務所 1月27日

仙台高等技術専門学校 2月24日

石巻高等技術専門学校 3月4日

○農林水産部

地方機関

病害虫防除所 2月6日

○土木部

地方機関

大河原土木事務所 1月20日

仙台土木事務所 2月3日

北部土木事務所 1月23日

東部土木事務所 1月13日

気仙沼土木事務所 1月27日

仙台塩釜港湾事務所 2月24日

仙台港背後地土地区画整理事務所 1月15日

○教育庁 地方機関			
大河原教育事務所	2月9日	仙台中央警察署	2月4日
仙台教育事務所	2月5日	仙台南警察署	2月3日
総合教育センター	2月6日	仙台北警察署	3月3日
図書館	2月25日	仙台東警察署	2月26日
美術館	2月5日	泉警察署	1月29日
多賀城跡調査研究所	1月15日	塩釜警察署	1月28日
東北歴史博物館	1月15日	佐沼警察署	3月6日
角田高等学校	1月8日	古川警察署	1月14日
仙台二華高等学校	1月27日	遠田警察署	2月6日
仙台二華中学校	1月27日	若柳警察署	2月26日
岩出山高等学校	3月9日	白石警察署	2月20日
岩ヶ崎高等学校	1月8日	角田警察署	3月4日
佐沼高等学校	3月5日	亘理警察署	1月8日
登米高等学校	2月27日	2 監査結果	
泉高等学校	1月8日	平成25年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。	
中新田高等学校	1月14日	その結果、公表すべき指摘事項は以下のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。	
仙台南高等学校	1月9日	なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。	
仙台北高等学校	1月22日	(1) 仙台南県税事務所	
泉館山高等学校	1月7日	県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。	
利府高等学校	1月22日	(内容)	
石巻西高等学校	2月26日	・H25年度収入未済額	
仙台東高等学校	1月27日	現年度分 132,035,095円	
追桜高等学校	1月26日	過年度分 309,221,027円	
伊具高等学校	2月26日	合 計 441,256,122円	
工業高等学校	1月8日	・H24年度収入未済額	
米谷工業高等学校	2月23日	現年度分 127,891,377円	
金成支援学校	2月23日	過年度分 355,131,489円	
○警察本部		合 計 483,022,866円	
警察署			

(2) 仙台中央県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H25年度収入未済額

現年度分 914,497,441円

過年度分 1,912,656,039円

合 計 2,827,153,480円

・H24年度収入未済額

現年度分 1,061,532,515円

過年度分 2,062,936,253円

合 計 3,124,468,768円

(3) 消防学校

賃金において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

臨時職員の賃金について、翌月10日の支給定日を過ぎて支払いをしたもの。

・件数 1件

・金額 103,762円

(4) 拓桃医療療育センター

外来診療の窓口収入において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

外来診療に係る診療報酬の受診者負担分について、測定遺漏で請求していないもの、測定遅延及び所属年度を誤った測定が認められたもの。

○測定遺漏

・件数 8件

・金額 10,490円

○測定遅延

・件数 584件

・金額 2,105,472円

○翌年度測定

・件数 53件

・金額 169,506円

(5) 仙台北土木事務所

需用費において、支払遅延による運収加算額の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

電気料について、誤った公共料金振替口座に支出手続きしたため、口座引落不能となった結果、早期収納割引が適用されず、3%の運収加算額が発生したものである。

・件数 1件

・電気料金額 543,759円

・運収加算額 16,046円

(6) 気仙沼土木事務所

賃金において、支出金額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

・件数 1件

・正支給額 97,218円

・誤支給額 61,842円

・追給額 35,376円

ロ 個人情報管理において、著しく適正さを欠き速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

防潮堤建設計画の見直しを求める住民組織の幹部等の個人情報について、地元住民に対し提供していたもの。

(7) 中新田高等学校

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

イ 一般廃棄物収集運搬処理業務について、契約不履行により契約解除を行ったが、物品調達等に係る事故発生報告を怠ったもの。

ロ 同業務について、契約書に不履行に対する違約金徴収の条項を記載していなかったもの。

(8) 泉警察署

需用費において、支払遅延による運収加算額の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

電気料及び社会保険料の支出について、請求金額より少ない金額で支出手続きした社会保険料が、公共料金振替口座から先に引き落とされたため、電気料が口座引落不能となった。その結果、早期収納割引が適用されず、3%の運収加算額が発生したものの。

- ・件数 2件
- ・電気料金額 51,081円
- ・運収加算額 1,509円

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第6号

宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 3月31日

宮城県公安委員会委員長 鎌田 宏

宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則

宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年宮城県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「東北運輸局宮城県運輸支局長」を「宮城県知事」に改める。
様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第6条関係）

第 号

営 業 停 止 命 令 書

住 所

氏名又は名称

殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項 第25条第2項第2号の規定により、以下のとおり自動車運転代行業の停止を命じます。

1 営業停止の範囲

2 営業停止の期間

年 月	日から	
年 月	日まで	日間

3 理由

年 月 日

公 安 委 員 会 関

この処分不服のあるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、
 処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 公安委員会
 （ 警察本部 課経由）に対し異議申立てをすることができます。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。